

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東北地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 6 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 13 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 8 件

東北（宮城）国民年金 事案 1808

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年6月から52年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和25年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和50年6月から52年1月まで

私は、昭和50年6月に婚姻し、その後も国民年金保険料を納付していたが、国の記録では、婚姻月の末日に国民年金の被保険者資格を喪失し、申立期間は未加入期間とされている上、その期間の保険料は全て還付された記録となっている。

しかし、私は、婚姻後に自分の意思で国民年金の被保険者資格喪失の手続をした覚えも無ければ、国民年金保険料の還付を受けた記憶も無いので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、申立人は昭和50年6月30日に被保険者資格を喪失し、申立期間は国民年金の未加入期間とされていること、また、申立期間に係る国民年金保険料のうち、同年6月から51年9月までの保険料は同年12月に、同年10月から52年1月までの保険料は同年6月にそれぞれ還付処理されていることが確認できることから、これらの処理については、申立人が50年6月に厚生年金保険被保険者の夫と婚姻し、国民年金の強制加入対象者ではなくなったことにより、後日、遡及して被保険者資格の喪失処理が行われ、納付済みの保険料が還付されたものと考えられる。

しかしながら、申立期間に係る国民年金保険料については、申立人が所持するA市発行の昭和50年度及び51年度国民年金保険料納入通知書兼領収証書により全て現年度納付されていたことが確認できることから、申立人は、婚姻により任意加入対象者となった後も継続して国民年金被保険者

となる意思を有していたことがうかがえる上、旧国民年金法附則第6条の2の規定により、被保険者が強制加入被保険者資格を喪失するに至った場合、その者が当該資格を喪失するに至らなかったならば納付すべき保険料を現年度納付しているときは、強制加入被保険者資格を喪失するに至った日に任意加入の申出をしたものとみなされることから、申立期間は任意加入被保険者期間とみなされるべきであり、昭和50年6月30日に申立人の被保険者資格を喪失させ、申立期間の納付済みの保険料を還付する合理的な理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東北（青森）厚生年金 事案 3140

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を平成元年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月31日から同年4月1日まで

私の年金記録を確認したところ、A株式会社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっているが、平成元年4月1日に厚生年金保険の適用事業所が同社からB株式会社へ変わったものの、勤務地や勤務内容に変更は無く、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人は、申立期間においてA株式会社に勤務していたことが認められる。

また、A株式会社の元事業主は、同社における給与からの厚生年金保険料の控除について、当月控除であるとしているところ、申立人と同様に、同社において平成元年3月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚が所持する同年3月分の給与明細書によれば、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格喪失時のオンライン記録から17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社の元事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を平成元年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（青森）厚生年金 事案 3141

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所C部署における資格取得日に係る記録を昭和46年5月1日、資格喪失日に係る記録を47年4月1日とし、申立期間に係る標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月1日から47年4月1日まで

私は、昭和46年5月1日から47年3月31日まで、A社のD施設に臨時職員として勤務していたので、申立期間をA社B事業所C部署における厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B事業所が提出した申立人の臨時職員勤務記録及び複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間において臨時職員として同事業所C部署が管轄するD施設に勤務していたことが認められる。

また、A社B事業所は、「当時の資料は無く、臨時職員に係る厚生年金保険の加入要件等については不明である。」としているが、現在の厚生年金保険の加入要件は、「一般的な加入要件と同様である。ただし、2か月以内の雇用期間を定めて雇用される場合は、適用除外となる。」としていることから、同事業所C部署が厚生年金保険の適用事業所となってから昭和47年4月1日までの期間に、厚生年金保険の被保険者期間が確認できる者以外に臨時職員として勤務記録がある者について同事業所に照会したところ、「4人の記録が確認でき、いずれもおおむね2か月以内の短期間勤務者であった。」との回答が得られた。

このことから、申立期間当時の臨時職員に係る厚生年金保険の加入要件

が、現在とほぼ同じであったことがうかがえる上、申立期間当時、A社B事業所E部署に正職員として勤務し、臨時職員に係る社会保険事務等を担当していた者は、「臨時職員は厚生年金保険の加入対象者であり、勤務開始日に加入していた。」旨証言している。

さらに、臨時職員であった複数の同僚が、申立期間当時、「臨時職員は厚生年金保険の加入対象者であった。」と証言しているところ、A社B事業所C部署の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人と同様に臨時職員としてD施設に勤務していた申立人の前任者は、同事業所C部署に勤務していたとする期間について厚生年金保険被保険者となっていることが確認できる。

加えて、臨時職員としてA社で勤務した経験があり、申立期間当時はA社B事業所E部署で正職員として勤務していた者が、「A社と同事業所では、臨時職員の厚生年金保険の加入要件などの取扱い基準は同じであった。」旨証言しているところ、同社では、「文書等が無いため断言できないが、昭和46年当時、申立人の雇用条件であれば、厚生年金保険に加入していたと推測できる。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社B事業所C部署に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の前任者の臨時職員勤務記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票の記載から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年5月から47年3月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①のうち、昭和 58 年 4 月から同年 7 月までの標準報酬月額記録については、17 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 法人 B 事業所（現在は、C 法人 D 事業所。）における資格喪失日に係る記録を昭和 58 年 9 月 1 日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を 16 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額記録については、17 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 3 月 21 日から同年 8 月 31 日まで
② 昭和 58 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで
③ 昭和 58 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

申立期間①について、B 事業所に勤務していた期間の標準報酬月額記録（13 万 4,000 円）について、私が所持している給与支給明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

申立期間②について、私は、昭和 58 年 9 月 1 日に B 事業所から同じ法人が経営する A 法人 E 事業所（現在は、C 法人。）に転勤となったが、

B事業所を退職したことは無く、継続して勤務していたので、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

申立期間③について、E事業所に勤務していた期間のうち、昭和58年9月の標準報酬月額記録（16万円）について、私が所持している給与支給明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び③の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、昭和58年4月から同年7月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から17万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬月額決定通知書によると、事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者原票どおりの標準報酬月額13万4,000円に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ていたことが認められ、事業主は給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和58年3月については、給与支給明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額（7,735円）に見合う標準報酬月額（17万円）は、上記被保険者原票で確認できる標準報酬月額（13万4,000円）よりも高額であるものの、報酬月額（13万3,000円）に見合う標準報酬月額（13万4,000円）は上記被保険者原票の標準報酬月額と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

申立期間③について、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人

が所持する給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から 17 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立人の給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、雇用保険の加入記録、申立人が所持する給与支給明細書及び事業主の回答により、申立人はA法人に継続して勤務し（昭和58年9月1日にB事業所からE事業所に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人が所持する給与支給明細書で確認できる報酬月額から16万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和58年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和41年3月25日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社C事業所における資格取得日に係る記録を昭和41年9月21日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないとして認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年3月25日から同年4月1日まで
② 昭和41年9月21日から42年2月5日まで

私は、昭和39年3月15日から平成18年1月31日まで、継続してA株式会社に勤務していたが、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間①は、A株式会社D営業所から同社B事業所へ転勤し、継続して勤務していた期間であり、申立期間②は、同社B事業所から同社C事業所へ転勤し、継続して勤務していた期間である。

A株式会社には、就職してから定年退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の被保険者記録、申立人が提出したA株式会社発行の退職金受給申請書、同社の総務担当者からの保険料控除に係

る回答及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間①において同社に継続して勤務し（A株式会社D営業所から同社B事業所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間①に係る異動日については、A株式会社は不明としているが、同社が保有する人事異動発令に係る資料によると、6人の役職社員の同社D営業所から同社B事業所への人事異動発令日が昭和41年3月21日と記載されているところ、申立人の申立期間①の継続勤務を証言した同僚は、上記役職社員の発令と前後してほかの社員も順次異動していた旨を述べており、申立人の同社D営業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日は同年3月25日であることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、申立人のA株式会社B事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票の被保険者資格取得時である昭和41年4月1日の標準報酬月額の記録から1万4,000円とすることが妥当である。

なお、A株式会社B事業所の厚生年金保険適用事業所名簿によると、同社B事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和41年4月1日とされているが、同社が保管する人事異動発令に係る資料によると、申立期間①直前の同年3月21日に同社D営業所から同社B事業所に5人以上の従業員が異動していること確認できることから、同社B事業所は、申立期間①において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと判断される。

また、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社B事業所は、申立期間①において適用事業所の要件を満たしていながら社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、雇用保険の被保険者記録、申立人が提出したA株式会社発行の退職金受給申請書に記載された申立人の勤続期間及び申立期間②当時、同社C事業所の次長であった者の証言から判断すると、申立人は、申立期間②当時、同社に継続して勤務し（A株式会社B事業所から同社C事業所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間②に係るA株式会社B事業所から同社C事業所への異動日については、申立人及び同社C事業所の次長であった者が昭和41年頃に同社B事業所から同社C事業所に異動した旨証言しており、申立人の同社B事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日は同年9月

21 日であることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人の A 株式会社 C 事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票の被保険者資格取得時である昭和 42 年 2 月 5 日の標準報酬月額の記録から 1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の関係資料が無く不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

東北（福島）厚生年金 事案 3146

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、株式会社A）B支店における資格取得日に係る記録を昭和47年3月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月15日から同年4月1日まで

私は、昭和25年10月2日から61年5月31日までA社に勤務したが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間は、A社本社C部署から同社B支店へ転勤した期間であり、1日も休まず継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、株式会社Aから提出された申立人の職員原簿及び申立期間当時のA社B支店の社会保険事務担当者の証言から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和47年3月15日にA社（本社）から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者原票の昭和47年4月の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の関係資料が無く不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和45年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和17年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和45年7月30日から同年8月1日まで

私は、A株式会社に勤務した昭和45年1月8日から47年2月21日までのうち、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっているが、B事業所からC事業所（厚生年金保険の適用事業所名称はA株式会社D事業所）へ異動したものの、同年2月に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された人事異動記録辞令簿、社員台帳及び同社の回答書から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（A株式会社B事業所から同社C事業所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、i) 人事異動記録辞令簿に記載されているA株式会社C事業所への異動の発令日が申立人と同日の昭和45年7月1日付けである者のうち、複数の者が、「昭和45年8月1日にD事業所（C事業所）へ異動した。」と回答していること、ii) 同社D事業所の厚生年金保険の資格取得日が同年8月1日となっている者のうち、社員台帳における同社D事業所の所属歴年月日が同年7月1日となっており、1か月相違しているケースが複数名確認できること、iii) 事業主は異動辞令に関し、「異動辞令日と実際の異動日が異なるため、社会保険の手続も実際の異動

日で行っていたと考えられる。」旨回答していること、iv) 人事異動記録辞令簿によると、申立人と同日の同年7月1日付けで発令されている者のうち、同社B事業所におけるオンライン記録の資格喪失日が同年8月1日と記録されている者が複数名確認できることから、申立人の同社B事業所における資格喪失日は同年8月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B事業所における昭和45年6月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「当時、社会保険の届出誤りがあったと思われる。保険料を徴収したが、社会保険事務所（当時）の金額どおり納付していたため、実際の天引き分は納付していなかったものと考えられる。」旨回答していることから、事業主は、A株式会社B事業所に係る資格喪失日を昭和45年7月30日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（秋田）国民年金 事案 1809

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成 3 年 3 月まで
昭和 63 年 4 月から就職をした平成 3 年 3 月までの期間、母親が私の国民年金の加入手続を A 市役所で行い、国民年金保険料を同市役所から郵送された納付書により B 金融機関で納付していたはずである。
申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 市及び C 市の国民年金被保険者名簿によれば、申立人が国民年金被保険者資格を新規に取得したのは平成 5 年 3 月 21 日であることが確認でき、また、オンライン記録によれば、同被保険者資格の取得に係る処理が同年 4 月 14 日に行われていることから、申立人の国民年金の加入手続は同年 4 月頃に行われたと推認され、同被保険者資格を取得する前の申立期間は未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、前述の A 市及び C 市の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間の国民年金保険料が納付された記録は無いことが確認できるところ、これはオンライン記録とも一致する。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（宮城）国民年金 事案 1810

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から48年2月までの期間及び同年9月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年10月から48年2月まで
② 昭和48年9月から52年3月まで

私がA社に入社しB県C市において勤務していた昭和45年10月頃、叔父がD県E市役所で、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付書を私の勤務地に送付してくれていた。私は、届いた納付書によりC市内の郵便局で定期的に保険料を納付していた。また、退社後には、D県F市などの市役所から送付された納付書により同県内の郵便局で保険料を納付していたので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に係る国民年金手帳記号番号は、昭和53年8月2日にG県H郡I町で払い出されたことが確認できる上、同払出簿に記載されている申立人の前後の被保険者について、オンライン記録により確認できる任意加入被保険者の資格取得時期及び当該被保険者等の保険料納付記録から、申立人に係る国民年金の加入手続は同年8月頃に行われ、申立人が20歳に到達した45年*月*日に遡って被保険者資格を取得したことが推認できる。なお、申立人の当該被保険者資格取得日は、平成22年7月21日に、昭和44年10月14日から47年10月13日までの期間のJ共済組合の記録が追加されたことから、45年*月*日から47年10月13日に訂正されている。

これらのことから、当該加入手続が行われたと推認できる昭和53年8月より前の時期においては、申立期間①及び②は未加入期間として取り扱

われており、当該期間の納付書は発行されず、保険料を現年度納付することができなかったものと考えられる。

また、昭和 53 年 8 月の時点においては、申立期間①及び申立期間②のうち 48 年 9 月から 51 年 6 月までの期間に係る国民年金保険料は、時効により納付することができない。

ところで、昭和 53 年 8 月の時点においては、申立期間②のうち 51 年 7 月から 52 年 3 月までの期間及び申立期間②直後の昭和 52 年度の保険料は過年度納付することが可能である。しかしながら、申立人に係る I 町の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、申立期間②直後の同年度の保険料は過年度納付されていることが確認できるものの、申立人の主張からは、申立期間②のうち 51 年 7 月から 52 年 3 月までの期間の保険料を過年度納付した事情をうかがうことができない上、当該期間の保険料が納付されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間当時に申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（宮城）国民年金 事案 1811

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 9 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 9 月から 63 年 3 月まで

私は、A社を昭和 59 年 9 月に退職し、国民年金の加入手続を滞りなく済ませ、申立期間の国民年金保険料を銀行の口座振替により納付していた。申立期間当時、B事業所に勤務しており、公共料金は滞納したことが無く、国民年金保険料を納付する経済力も十分あった。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人に係る国民年金手帳記号番号は、平成 2 年 5 月 30 日にC県に対して一括して払い出された手帳記号番号の一つであること、及びオンライン記録によれば、同年 6 月 5 日に、申立人の国民年金被保険者資格取得日を昭和 59 年 9 月 21 日とする処理が遡って行われていることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は平成 2 年 6 月頃に行われたものと推認され、当該加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間の国民年金保険料は、時効により納付することができない。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（岩手）国民年金 事案 1812

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から47年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から47年10月まで

私は、昭和36年4月にA町（現在は、B市）のC団体から国民年金制度について説明を受け、その年に加入手続を同町役場（当時）で行った。

国民年金保険料の納付方法は、団体員各自が団体役員宅に保険料を持参し、それを役員がとりまとめて役場に納付する方法であった。私自身も役員になり、とりまとめた保険料を役場に納付したことがある。

国民年金保険料を納付していたことが記載されている昭和45年、46年及び47年の家計簿を所持しているので提出する。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年12月5日に払い出されていることが確認できるところ、申立人に係るA町の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立人は同年11月11日に国民年金に任意加入しており、それ以前の国民年金の被保険者資格の記録は記載されていないことが確認でき、当該記録はオンライン記録とも一致している。

また、申立期間は139か月に及び、これだけの期間の事務処理を行政が続けて誤ることは、通常事務処理では考えにくい。

さらに、申立期間当時、国民年金保険料を集金していたA町C団体の申立人に係る国民年金協力会保険料納入簿によれば、申立人に係る保険料の納入記録は昭和47年11月から始まり、それ以前の月には斜線が記されていることから、申立人が申立期間の保険料を納付していた状況がうかがえ

ない上、申立人は、「国民年金保険料を納付していたことが記載されている。」として45年、46年及び47年の家計簿を提出しているが、国民年金保険料として記載されている金額は、いずれも当時の正規の保険料額と相違している。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（宮城）国民年金 事案 1813（東北（宮城）国民年金事案 1772 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から46年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から46年3月まで

私は、国民年金保険料の還付に係る書類を受け取った記憶は無い。また、仮に保険料が還付される場合には、還付金の振込先にはA金融機関を指定するはずであるが、当時の預金通帳には還付金の記載が無く、現金で受け取った記憶も無い。

再度審議して、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が所持する納付書・領収証書により、申立期間の国民年金保険料が昭和51年7月12日に納付されたことが確認できることから、同日時点において申立期間の保険料の徴収権は時効により消滅していることから、申立期間の保険料が還付されたことについて不合理な点は見当たらないこと、ii) 還付整理簿には、申立人の氏名、還付理由、還付金額、還付期間、還付決定日及び支払日が明確に記載されている上、申立人に係る国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）にも還付金額、還付期間及び還付理由が記載され、その内容は還付整理簿の記載内容と一致しており、申立期間の保険料が還付されていることに不自然さはみられないことなどから、申立人に対し、既に年金記録確認B地方第三者委員会（当時）の決定に基づき平成25年5月31日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が当委員会により行われている。

今回、申立人は、仮に国民年金保険料が還付される場合には、還付金の振込先にA金融機関を指定するはずであるとして、当時の預金通帳（写

し)を提出し、当該通帳に還付に係る記載が無く、現金で受け取った記憶も無いと再申立てを行っている。

しかしながら、申立期間の保険料が申立人に還付されたと考えられる昭和 52 年当時、保険料の還付については、社会保険事務所(当時)の窓口における現金受領、銀行(日本銀行本店、支店及び代理店並びに日本銀行が定めた国庫金支払先)又は郵便局での国庫金送金通知書による現金受領等複数の方法により行われており、申立期間の国民年金保険料が必ずしも口座振込により還付されたとは言えないことから、申立人が提出した申立期間当時の預金通帳に国民年金保険料の還付に係る記載が無いことをもって、申立期間の保険料が還付されなかったものと判断することはできない。

そのほかに年金記録確認 B 地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年6月11日から同年9月19日まで
② 昭和60年1月1日から同年3月1日まで

私は、昭和45年6月11日から50年8月20日まで株式会社Aに勤務したが、厚生年金保険被保険者期間は45年9月19日から50年8月21日までとなっているため、申立期間①を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、昭和58年9月1日からB株式会社に勤務し、60年1月頃から子会社であるC株式会社D支店に異動し、平成3年3月31日まで継続して勤務していたが、厚生年金保険被保険者期間の一部が抜けているので、申立期間②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の雇用保険被保険者記録によると、株式会社Aにおける資格取得日は昭和45年8月1日、離職日は50年8月31日となっていることから、申立人は、申立期間①のうち45年8月1日から同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、株式会社Aは、昭和45年9月19日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間①当時は適用事業所でないことが確認できる。

また、オンライン記録において、株式会社Aが厚生年金保険の新規適用事業所となった日から厚生年金保険に加入している同僚10人のうち、所在の判明した8人の雇用保険及び厚生年金保険の被保険者資格取得日を確認したところ、7人の雇用保険の資格取得日は昭和45年8月1日、厚生年金保険の資格取得日は同年9月19日となっており、申立人の記録と一

致している。

なお、残る同僚一人については、雇用保険の被保険者資格取得日は昭和45年8月5日となっているものの、厚生年金保険の被保険者資格取得日は、申立人と同様に同年9月19日となっている。

さらに、前述の同僚8人に申立人の勤務期間や厚生年金保険料控除等について照会し、3人から回答を得たが、株式会社Aが新規適用事業所となった日より前（昭和45年9月18日以前）に同社から支払われた給与から厚生年金保険料が控除されていたかについては分からないとしている。

加えて、株式会社Aは既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明のため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

申立期間②について、申立人は、当時の勤務内容等について具体的に記憶していること及び申立人が所持している日記の内容から、申立期間②当時、B株式会社又はC株式会社D支店に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人の雇用保険被保険者記録によると、B株式会社の離職日は昭和59年12月31日となっており、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日と符合している。

また、C株式会社D支店の雇用保険の被保険者資格取得日は平成元年3月20日、離職日は3年3月31日となっているところ、資格取得日の処理年月日が同年3月20日となっていることから、事業主による雇用保険の加入手続が遅れ、遡及可能な日を雇用保険の被保険者資格取得日としたことがうかがえるが、同社D支店は、雇用保険の加入手続については資料等何も無く分からないと回答している。

さらに、C株式会社D支店から提出された「健康保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書（新規加入者用）」及び「健康保険被保険者証」によると、申立人の健康保険の被保険者資格取得日は昭和60年3月1日となっており、厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致している。

加えて、申立人がB株式会社における同僚として名前を挙げた二人については所在が確認できず、また、C株式会社D支店における前任者として名前を挙げた者は既に亡くなっており、これらの者から申立期間②当時の厚生年金保険の適用及び保険料控除等についての証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（岩手）厚生年金 事案 3139

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年1月頃から24年4月頃まで
② 昭和25年2月28日から同年3月1日まで

申立期間①について、私は、A事業所（現在は、株式会社B）内にあったC事業所（現在は、D株式会社）に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が見当たらないので、詳しく調査をしてほしい。

申立期間②について、私は、当時勤務していたE株式会社の指示により、同社からF事業所に転籍したが、厚生年金保険の未加入期間とされている。

勤務は継続していたので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当時のC事業所及びA事業所の状況について詳細に記憶していることから、期間は特定できないが、申立人がC事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、C事業所は、申立期間①において法人となっていない上、申立人は、勤務していた従業員は自身だけであったとしていることから、同事業所は申立期間①において厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていなかったと考えられ、事業所記号簿においてもD株式会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和25年7月1日であり、申立期間①において適用事業所となっていないことが確認できる。

また、D株式会社は、申立期間①当時の資料を保管しておらず、申立人の勤務実態について不明と回答しており、申立人の勤務実態を確認できない。

なお、申立人は、申立期間①当時の勤務場所はA事業所であったとして

いることから、株式会社Bに照会したところ、同社は当時の資料を保管しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について不明と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況を確認できない。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立期間①において被保険者資格を取得した者は見当たらない。

申立期間②について、E株式会社及びF事業所は、商業登記簿が見当たらない上、複数の関係機関に照会したが、いずれの事業所も所在を確認できず、事業所への照会ができないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況を確認できない。

また、E株式会社において厚生年金保険の被保険者であった17人のうち所在が確認できた同僚は、「申立人を覚えているが、申立人がE株式会社からF事業所に転籍したことを知らない。」と回答しており、申立人の勤務実態を確認できない。

さらに上記同僚は、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、F事業所からE株式会社に転籍していることが確認できるが、いずれの事業所においても月末に被保険者資格を喪失していることについて照会したところ、「F事業所及びE株式会社は、いずれも経営状況が悪く、社会保険料の支払に困っていたので、納付する保険料を減らすため、そのような手続をしていたと思う。」旨回答している。

加えて、E株式会社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、同社において被保険者であった17人の被保険者資格喪失日は、申立人を含む11人が月の末日、3人が月の末日の前日となっている。

その上、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人のE株式会社における被保険者資格喪失日は昭和25年2月28日、F事業所における被保険者資格取得日は同年3月1日となっており、いずれもオンライン記録と一致している上、不自然な訂正等は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①及び②における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（岩手）厚生年金 事案 3142

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

私の A 有限会社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和 39 年 5 月 1 日となっているが、それ以前から勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 有限会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 39 年 2 月 1 日であり、同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚 7 人のうち、所在が判明した 6 人に照会したところ、いずれも申立人は同社に勤務していたと回答していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記 6 人の同僚は、いずれも申立人の具体的な勤務期間及び厚生年金保険料の控除について記憶していない上、A 有限会社において、申立人及び複数の同僚が社会保険事務担当者であったとして名前を挙げた同僚は、同社では、入社と同時に厚生年金保険に加入し、社会保険料は給与から控除することになっていた旨回答しているものの、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、当該社会保険事務担当者の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、また、申立人及び複数の同僚が経理担当者であったとして名前を挙げた同僚に係る厚生年金保険の被保険者記録も確認できない。

また、A 有限会社の元事業主は、申立てどおりの届出を行ったはずであるとされているものの、社会保険事務には一切関与しておらず、関係資料も紛失したとしており、申立人の申立てどおりの加入手続及び厚生年金保険

料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間を含む昭和 39 年 2 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間について、申立てに係る事業所以外の事業所において厚生年金保険被保険者となっていることが確認できる。

加えて、A 有限会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人の厚生年金保険の資格取得日は昭和 39 年 5 月 1 日となっており、オンライン記録と一致している上、不自然な訂正等の記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 12 月 26 日から 44 年 4 月 1 日まで
② 昭和 54 年 9 月 30 日から 56 年 3 月 20 日まで

申立期間①について、A 県 B 市にあった C 株式会社にて昭和 43 年 11 月 11 日から 44 年 3 月 31 日までの雇用契約で季節労働者として勤務し、D 製品等を作っていたが、勤務期間のうち、申立期間①について厚生年金保険被保険者記録が無い。

昭和 43 年 12 月 26 日に一時帰省したが、往復の切符を C 株式会社から支給され、正月明けに同社へ戻り再び勤務し、契約期間満了で退職しているため、申立期間①を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②について、E 県 F 郡 G 町（現在は、H 市）にあり、I 事業所の下請をしていた合資会社 J に昭和 54 年 4 月 1 日から 56 年 3 月中旬まで勤務し、同社を退職後、同県 F 郡 K 町（現在は、H 市）にあった有限会社 L において 2 年間程度勤務したが、合資会社 J で勤務した申立期間②について厚生年金保険被保険者記録が無い。

合資会社 J では、昭和 54 年 4 月から 55 年 6 月まで K 町の M 地区にあった N 作業所で働き、同年 7 月以降、G 町の O 地区にあった P 作業所及び同町の Q 地区にあった R 作業所で働いた。

合資会社 J に勤務していた期間は厚生年金保険に加入していたと思うため、申立期間②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は C 株式会社において昭和 43 年 11 月 7 日に雇用保険の被保険者資格を取得して

おり、同社の離職日が44年3月29日であることから、申立期間①のうちほとんどの期間について、申立人が同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立期間①当時の事業主は既に亡くなっているところ、C株式会社の元代表清算人は、当該期間当時の賃金台帳等は保存しておらず厚生年金保険料の控除については不明であるとしている上、同社における給与及び社会保険の事務担当者も特定できず、申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立期間①当時にC株式会社で人事を担当していた元総務部長は、「季節労働者は失業保険には加入させていたが、厚生年金保険には加入させていなかったと思う。」としており、当該期間当時、同社において正社員として工場に勤務していたとする同僚も、「季節労働者は厚生年金保険に入っていないと思う。」としていることから、当該期間当時、同社では、季節労働者は厚生年金保険に加入させない取扱いであったことがうかがえる。

さらに、C株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の被保険者資格喪失日は昭和43年12月26日であり、オンライン記録と一致しており、不自然な訂正等は見当たらない上、健康保険被保険者証返納日及び社会保険庁（当時）への資格喪失記録の進達日は44年1月6日であることが確認でき、季節労働者として申立人と同じ期間の雇用契約で同社に勤務し、申立人と一緒に一時帰省したとする同僚の被保険者資格喪失日、健康保険被保険者証返納日及び資格喪失記録の進達日はいずれも申立人と同日となっている。

申立期間②について、合資会社Jの元事業主は、申立人が同社に勤務していたことは覚えているものの、当該期間当時の賃金台帳等は全て廃棄しているため、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除については不明であるとしている上、給与及び社会保険の事務担当者は特定できず、申立期間②に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、合資会社Jに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の被保険者資格喪失日は昭和54年9月30日であり、オンライン記録と一致しており、不自然な訂正等は見当たらない上、健康保険被保険者証返納日は同年10月8日、社会保険庁への資格喪失記録の進達日は同年10月9日であることが確認でき、申立人と同日に被保険者資格を喪失した同僚8人のうち7人についても、健康保険被保険者証返納日及び資格喪失記録の進達日が申立人と同日となっている。

さらに、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は合資会社Jにおいて昭和54年4月1日に雇用保険の被保険者資格を取得しており、同社の離職日は同年9月30日であり、同年10月1日に離職票が交付され、申立

人が同社に係る失業手当を受給していることが確認できる。

加えて、申立人は、昭和 55 年 7 月以降に R 作業所で働いたとしているところ、申立人が合資会社 J で一緒に働いていたとして氏名を挙げた同僚は、申立人と同日の 54 年 9 月 30 日に同社の厚生年金保険被保険者資格を喪失している上、「申立人とは、N 作業所と R 作業所で一緒に働いており、それぞれの作業所を行ったり来たりしていた。」と述べていることから、申立人が被保険者資格喪失日より前に R 作業所で働いていたことがうかがえる。

一方、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は申立期間②中の昭和 54 年 12 月 1 日に有限会社 L の雇用保険の被保険者資格を取得しており、同社の離職日は 56 年 5 月 31 日であり、同年 6 月 1 日に離職票が交付され、申立人が同社に係る失業手当を受給していることが確認できる上、同社の商業登記簿謄本によると、申立期間②中の 55 年 7 月 2 日に有限会社 S から有限会社 L に商号を変更していることが確認できるところ、申立人は、勤務期間の途中で事業所名称が「L」に変更されたことを記憶していることから、申立人は、合資会社 J を退職したとしている 56 年 3 月中旬よりも前に同社を退職していることがうかがえる。

なお、事業所記号払出簿及びオンライン記録によると、有限会社 S 及び有限会社 L は厚生年金保険の適用事業所となっていたことが確認できず、両社の元代表取締役、所在の確認できる元取締役及び申立人が氏名を挙げた同僚は、申立期間②について、全員が国民年金に加入しており、両社における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間①及び②における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3147

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 44 年 4 月 1 日まで

私はA市のB事業所を本部とするC市（現在は、D市）にあったE事業所に昭和 36 年 4 月頃から 44 年頃まで勤務したが、そのうちの3年間は厚生年金保険に加入し厚生年金保険料が毎月給与から控除されていた。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B事業所を本部とするE事業所に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されたと主張しているところ、F県内のB事業所及びE事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所名簿を調査したが、該当する事業所名は見当たらない上、オンライン記録においても、同県内にB事業所又はE事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

また、申立人は、「B事業所及びE事業所は、現在はG事業所になっている。」と述べているところ、G事業所の代表者は、「E事業所は昭和 50 年代にC市に移管した。その後、建物は火災により焼失し記録も無くなっている。当時の代表者だった祖父も亡くなっている。今のG事業所はE事業所の事業を継承したものではない。」としていることから、申立期間当時の状況を確認することができない。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立人のものと思われる記録は見当たらない上、オンライン記録によれば、申立人が過去に厚生年金保険に加入していた記録も確認できない。

加えて、H団体は、申立人のB事業所に係る昭和 39 年 11 月 1 日から 44 年 4 月 1 日までの期間については、I 共済組合に加入し、退職一時金

が全額支給されているとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年9月1日から27年2月1日まで

A株式会社B事業所において、C業務担当として勤務した昭和26年9月1日から27年7月15日までの期間のうち、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所名簿によると、A株式会社B事業所は、昭和26年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同年9月1日から同年10月31日までの期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、A株式会社及び同社B事業所に係る商業法人登記簿は見当たらない上、申立人が申立期間当時の事業主及び常務として記憶している者は、同社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者資格を取得していることが確認できることから、いずれも既に亡くなっていることから、申立人の勤務期間、厚生年金保険料控除等を確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿によると、申立人がA株式会社B事業所への入社が同時期であったと記憶する同僚6人のうち5人は、同社B事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和26年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、当該5人のうち所在が確認できる1人は、照会に対して、申立人を知っているが、申立人の具体的な勤務期間等は不明としていることから、申立人の勤務期間等を確認することができない。

加えて、上記被保険者名簿によると、申立人が記憶する同僚6人のうち前述の5人以外の1人は、申立期間以後の昭和27年7月1日に厚生年金

保険の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、当該同僚は既に亡くなっていることから、当時の厚生年金保険の加入の取扱い等を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3150

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年6月1日から25年10月1日まで
② 昭和26年4月1日から27年12月1日まで

申立期間①について、A県B郡C村（現在は、D市）にあった株式会社E（現在は、株式会社F）G出張所に勤務し、H作業所で働いた。

申立期間②について、I県J市K地区にあった株式会社EのL出張所に勤務し、M作業所で働いた。

国の記録によれば、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無いが、社会保険に加入していたはずなので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、株式会社EのG出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び事業所記号払出簿によれば、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和26年5月1日であり、申立期間①において適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人が、申立期間①において支配人で上司であったとして名前を挙げた者は、当該被保険者名簿に名前が確認できるものの、資格取得年月日は昭和26年5月1日、資格喪失年月日は28年11月1日であることが確認でき、申立期間①の厚生年金保険被保険者記録は見当たらない上、当該上司は既に亡くなっており、事情を調査することができない。

さらに、申立人が、申立人と出身地が同じで一緒に働いたとして名前を挙げた同僚は、オンライン記録によれば、昭和31年5月より前の厚生年金保険の被保険者記録は無く、当該被保険者名簿にも氏名が見当たらない上、当該同僚は既に亡くなっており、事情を調査することができない。

加えて、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 26 年 5 月 1 日から同年 7 月 31 日までに被保険者資格を取得した者のうち、元年以降の生まれで住所が判明する者 10 人に照会したところ 9 人から回答を得たが、申立人の勤務実態等に関する具体的な証言は得られなかった。

申立期間②について、株式会社 E の L 出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に被保険者記録のある 24 人のうち、住所が判明する者 4 人に照会したところ 3 人から回答があり、全員が申立人を知らないと回答している。

また、申立人は、申立期間①において支配人で上司であったとして名前を挙げた者は、申立期間②においても上司であったと述べているところ、当該被保険者名簿に当該上司の氏名は見当たらず、申立期間②の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人は、申立期間②において同じ仕事をしていた同僚の姓のみ記憶しているところ、当該被保険者名簿に当該姓の被保険者は見当たらず、事情を調査することができない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（福島）厚生年金 事案 3151

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 30 日
② 平成 16 年 12 月 30 日
③ 平成 17 年 7 月 29 日
④ 平成 17 年 12 月 30 日
⑤ 平成 18 年 7 月 31 日
⑥ 平成 18 年 12 月 29 日
⑦ 平成 19 年 7 月 31 日
⑧ 平成 19 年 12 月 28 日
⑨ 平成 20 年 7 月 31 日

私が株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間に支給された特別手当を厚生年金保険の賞与の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑨までに係る申立人が所持する給与明細書及び株式会社Aが保管する給与明細一覧表によると、申立期間において申立人が賞与であったと主張する特別手当が支給されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、「株式会社Aから受け取った申立期間に係る明細書は提出した給与明細書だけであり、特別手当に係る明細書は無い。また、給与明細書に記載された保険料以外に保険料は引かれていない。」としている上、上記給与明細書及び給与明細一覧表において控除されている厚生年金保険料は、オンライン記録における標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額と一致しており、特別手当に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、株式会社Aは、上記特別手当について、「賞与とみなしておらず、

賞与に係る厚生年金保険の届出、厚生年金保険料の控除及び厚生年金保険料の納付は行っていない。」旨回答している。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。